

みやま市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年5月10日 午後1時31分～午後2時15分

場 所 みやま市役所大会議室

出欠者 出席者 16名 欠席者 2名

議 事 1. 開 会

2. 付議事案

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
集積計画の決定について

3. 協議事項

1. みやま市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部
変更に対する意見について

4. 報告事項

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

2. 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の認可につい
て

5. 閉 会

出席委員（16名） 会長 徳 永 順 子

議席番号 氏 名

1番 山 下 秀 徳
3番 河 野 正 春
5番 原 田 龍三郎
8番 加 藤 和 己
12番 木 下 正 信
14番 中川原 大 吉
16番 平 川 弘 義
18番 池 田 正 幸

議席番号 氏 名

2番 新 開 文 則
4番 河 野 義 明
7番 野 田 惠 次
10番 田 崎 明
13番 大 城 祐 吉
15番 河 野 和 夫
17番 内 藤 秋 彦
19番 徳 永 順 子

欠席委員（2名）

9番 岡 田 佳 子

11番 嶋 芙 沙子

出席推進委員（17名）

座席番号 氏 名

22番 森 静 男
24番 江 崎 須三信
26番 堤 貴 大
29番 松 尾 一 則
31番 坂 梨 誠 治
33番 川 口 広 樹
35番 山 下 久 弥
37番 武 藤 睦 夫
39番 岩 屋 明

座席番号 氏 名

23番 石 橋 直 幸
25番 松 尾 正 巳
28番 上 原 充
30番 柿 原 廣 典
32番 河 野 通 成
34番 大 城 政 英
36番 古 賀 勝 則
38番 末 吉 智 宣

本会議に出席した事務局職員

事務局長 岡 俊 幸

事務局係長 堤 和 美

事務局 東 竜 雄

事務局 田 中 砂 希

午後1時31分 開会

○事務局（岡）

それでは、ただいまから令和4年5月定例総会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、会長が御挨拶申し上げます。

○会長（徳永）

〔挨拶を述べる〕

○事務局（岡）

早速、議事に入らせていただきますが、みやま市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長を務め、議事を進めてまいります。

それでは、会長よろしくお祈いします。

○議長（徳永）

規定により、議長を務めます。皆さんの御協力をよろしくお祈いします。

それでは、お手元の資料に基づきまして進めてまいります。

初めに、本日の出席委員は16名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、議席番号9番岡田委員、11番嶋委員より欠席の届けが出ておりますので、御報告いたします。

推進委員は、17名の委員に出席いただいております。

次に、会議規則第14条第2項に定める議事録署名委員の指名についてですが、本日は、議席番号16番平川弘義委員、同じく17番内藤秋彦委員にお願いします。

また、本日の会議書記には事務局職員の堤和美君を指名いたします。

議事に入らせていただきます前にお断りしておきます。

総会において委員が発言される場合は、議長の許可を受けた後、議席番号と氏名を言ってから発言されるようにお願いします。また、個人情報保護の観点から、発言においては個人名等の固有名詞は避けていただきますようお願いいたします。

なお、発言中に個人名等が出た場合は、職権にて削除させていただきますので御了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号1番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、使用貸借となっております。市街化区域内ということで3条の申請がされています。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○37番（武藤）

申請書及び現地を確認しましたが、別に異常はないと思われますので、皆様の審議のほどお願いしておきます。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第6号、整理番号1番を原案どおり許可することに決定いたします。

整理番号2番、3番、4番については、関連がございますので一括審議といたします。

事務局は、整理番号2番、3番、4番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号2番から4番まで一括して御説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。

なお、譲受人の住所が北九州市ということですが、息子さんが既にみやま市内に転入されており、農機具の調達を手配しているそうです。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○39番（岩屋）

申請人の父親が昔、花木農家であったそうなんです。今度、申請人の息子さんが農業大学校に行って花を始めるということで、今年の1月ですかね、農業委員さんのほうにハウスする土地を探してくれという要請が来たんですよ。地元の農業委員と私で農地を探して今に至った次第でございます。何ら問題ないと思います。皆さん御審議よろしくお願ひします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番、3番、4番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第6号、整理番号2番、3番、4番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号5番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号5番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○34番（大城）

4月23日に申請書及び現地等の確認をしましたが、親子関係の贈与ということで、申請人としては問題ないと思われまますので、皆様の御審議をお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号5番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第6号、整理番号5番を原案どおり許可することに決定いたします。

ここで、農業委員会会議規則第11条に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とあります。該当委員はここで退室をお願いします。

〔該当委員 退室〕

○議長（徳永）

事務局は、整理番号6番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号6番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○15番（河野）

この農地そのものも以前から〇〇委員が作られてあったところで、今度、地主の方からお願いしますという形でのことですので、何ら問題ないと思います。皆さんの御審議よろしくお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号6番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第6号、整理番号6番を原案どおり許可することに決定いたします。

〔該当委員 入室〕

○議長（徳永）

整理番号7番、8番については、関連がございますので一括審議といたします。

事務局は、整理番号7番、8番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号7番、8番について一括して説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。譲受人は、個人から株式会社への利用権設定を提出してあり、下限面積はいたしております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○29番（松尾）

現地は山で、雑木が植わって荒れている状態なんですけれども、また担い手が耕作されるということで問題ないかと思います。地元委員としては問題ないと思われまので、皆さんの御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号7番、8番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第6号、整理番号7番、8番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号9番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号9番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○31番（坂梨）

申請人の弟さんが土地を管理されていましたが、亡くなられて、隣に作ってある方に譲るということになっております。双方ともよく知っていますので、何ら問題ないと思いますので、御審議の方よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号9番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第6号、整理番号9番を原案どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局は、議案第7号について説明をしてください。

○事務局（田中）

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明します。

議案書5ページを御覧ください。周年契約は、田14万4,963平方メートル、畑4万8,196平方メートル、合計19万3,159平方メートルで、件数は54件、筆数は131筆となっております。

内容につきましては、7ページ以降に各筆別明細をつけておりますが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。

議案書18ページを御覧ください。あっせんに関する所有権移転は、機構への売渡しが1件となっております。内容につきましては、次のページに記載のとおりですが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。以上です。

○議長（徳永）

ただいま議案第7号について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

○16番（平川）

これ推進機構が買うととやろう。相手、これは誰かね。

○事務局（岡）

今ちょっと御質問があったのが、一応機構さんがこの場合は買ってある状況でございます。売買の相手というのは、また機構さんと今度新しく買われる方との売買という形になりますので、多分来月頃、来月の議案にのってくるのではないかと考えております。今の時点では機構が買った案件ということで御理解をよろしく申し上げます。

○16番（平川）

分かりました。

○議長（徳永）

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第7号は決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり決定いたします。

続きまして、2. 協議事項1 「みやま市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部変更に対する意見について」を議題といたします。

本日は、所管の農林水産課から出席をいただいております。

協議事項1について説明してください。

○農林水産課（姉川）

皆さんこんにちは。みやま市役所農林水産課の姉川といたします。どうぞよろしくお願ひします。

それでは私のほうから、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想のほうをお開きください。

○農林水産課（姉川）

こちらの基本的な構想の部分と、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の新旧対照表をお渡ししております。本日は基本的な構想、これを基に説明をしたいと思っております。

この基本的な構想についてなんですけれども、本市における農業生産、農業構想等の10年間を見通した今後の農業の基本的な方向性を示すものになっております。これについては、平成26年9月に基本構想を作成しているんですけれども、今回、中間年、5年は過ぎているんですけれども、県のほうが見直しを図ったということで、市町村のほうも、みやま市のほうもこの基本構想を図っているところであります。主な点に関しては、名称とか情報を変更しているのが主となっておりますけれども、審議したい主な点について説明をしていきたいと思っております。赤字については、前回の平成26年9月からの変更点となっております。

それでは、1ページをお開きください。1ページなんですけれども、最初に目次なんですけれども、新旧対照表から見てもらったほうが分かりやすいのかもしれませんが、平成26年9月に農地利用集積円滑化事業に関する事項があったんですけれども、これが農地中間管理機構に一本化されたため今回削除しております。

1ページをお開きください。下から5行目のところに年間農業所得、主たる農業従事者1人当たり330万円程度、1経営当たり500万円程度、年間労働時間、主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当数を補う農業構想の確立を目指すとしておりまして、今回、見直しはせずに2,000時間、この金額で1経営当たり500万円程度を目指していきたいと思っております。

それでは、4ページをお開きください。4ページに農業経営の規模から農業経営の指標と書いてあるんですけれども、4ページが組織経営体を記入しております。これについては500万円、先ほど申しました500万円に合うように、要件に合うように平成26年9月から見直しを図

っております。

それから、5ページが個別経営体で500万円程度を目指すというふうの内容を書いております。それから、5ページから12ページまで中身を変更しております。

また、13ページにつきましては、個別経営体の認定新規就農者の分についての文面を入れております。それも実際合うような形で変更をいたしております。そこから13、14、15ページまで認定新規就農者のイチゴ、ナス、ミカン、ミカン足すキュウリの部分を入れております。

また、次に16ページをお開きください。16ページで効率的かつ安定的な農業経営体等の担い手への農用地の利用に占める面積のシェアの目標を今80%と書いているんですけども、平成26年9月時点では60%、そこから80%に上げております。県につきましては、県が令和10年度までに80%の目標を設定しておりますので、またこちらみやま市のほうが集積率が72.8%ということになっておりますので、今回80%に変更をいたしております。

17ページ以降については、名称とか法律用語とかの改正がっておりますので、それに併せて記載変更をしております。以上で説明を終わります。どうぞ審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（徳永）

ただいま協議事項1について説明がありました。

何か御質問、御意見はございませんか。

○1番（山下）

基本構想の12ページ、個別経営体のところで、繁殖和牛は全部赤字で書いてあるですね。今までは全然こういうふうな指針というのはなかったんですか。

○農林水産課（姉川）

そうです。それまではなかったもので、今回新たに追加をいたしております。

○1番（山下）

はいはい、なかったつね。分かりました、はい、どうも。

○議長（徳永）

はい、どうぞ。

○16番（平川）

農業生産法人ですよ、今、いろいろ出来ておるばってん、俺が支所長をしよるときは市

会議員がえらい来たっちゃん。作ってくれ、作ってくれと言うてですね。そして、もう耕作放棄地のいっぱい出とととですよ、今。そりけん、どげんか地元でそげんやっていかなでけんけんということで、一応農林水産課にちょっと言うて結成会を立ち上げるごたるふうな、まだ立ち上げまでは至っておらんばってんですね、そういう方向で進もうかち思いよつとですたい。ばってんもうよかて思うとる。そこんにきば詳しゅう教えてくれんですか、また後でよかけんが。

○農林水産課（姉川）

法人立ち上げの部分については、また後で。

○16番（平川）

説明会もどうせしてもらわないかんけんですね。

○農林水産課（姉川）

はい、改めてまた。

○議長（徳永）

ほかに質問。はい、どうぞ。

○30番（柿原）

1ページの下のほうに、経営体当たりの500万円とか、1人当たりの330万円程度とかちいうとは、これは農業総所得かね、純収益かね、どっちで判断すつとよかですかね。

○農林水産課（姉川）

1ページですね、1ページをお開きいただいて、下から6行目のところで年間農業所得としておりますので、所得で500万円以上を目指していただくような形ですね。

○30番（柿原）

純収益やないね。（「総所得やろう」と呼ぶ者あり）

○農林水産課（姉川）

はい、総所得です。

○30番（柿原）

総所得ね。あのやん、目標ちいうこともあるけん、もうちょっと上ば目指しておかんと魅力のなかつちやなか、基本的に。目標やつけんさ、単純にすつと、一般的にみやま市のほとんどの作物作りよるとが、最近どうか分からんとばってん、平均所得は七、八百万とかちいうような、ほとんどの作物が大体そのレベルであるやろうと思つてね。セロリ辺りはずば

抜けておるところのあるばってん、せめてそのくらいの目標を持っておかんとあんまり意味のなかつちやなかつかなちちょっと感じたけん、どげんかね。

○議長（徳永）

これ所得でしょう。

○農林水産課（姉川）

所得です。

○議長（徳永）

所得やけん、収入じゃないけん。（「純利益よ」と呼ぶ者あり）純利益のことですよ。

（発言する者あり）だけん、これ所得やろう。

○農林水産課（姉川）

所得です。

○議長（徳永）

そうそう、勘違いしてあるけん。

○農林水産課（姉川）

収入から経費を引いた残りの純収益です。

○30番（柿原）

純収益ね。

○農林水産課（姉川）

はい、純収益です。県のほうが大体平均的なサラリーマンが470万円とかであるので、県のほうは470万円と設定はしているんですけども、みやま市のほうは500万円という形で設定をしておりますので、御理解のほどよろしくお願いします。

○議長（徳永）

なかなか言葉があれですけども、収入から支出を引いた残りの所得というところでこれを計上してあると思います。

○議長（徳永）

ほかにございませんか。

議長ですけど質問していいですか。（「どうぞ」と呼ぶ者あり）

2ページの文章の中でうんって思ったのが、真ん中よりちょっと下で、上には、まず本市は隣接する大牟田市とともに、JAみなみ筑後、普及センター、農林事務所と書いてあって、

そのみんなで徹底した話合いを促進すると書いてあるんですけども、その5行下ぐらいに、農業の経営の改善に望ましい育成を図るために土地利用云々と書いて、農業生産法人に対しては、「農業委員などによる掘り起こし活動を強化して」と、上にはみんなでやっていくって書いてあるんですけども、ここに「農業委員などによる」という、この文言はどのようなふうに捉えたらいいんでしょうか。

多分、改定されているところだけの文言、だけん、これずっと前から引き続きの文言だとは思うんですけども、改めて見たときに「農業委員などによる」と書いてあるので、これってどうなんですって思うところもあり、言葉のあれでついでに言いますけれども、その2ページの5と書いてあるところの、5、また、将来の本市の云々と書いてあって、「農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な」、「図るために自主的な」って、その「する」は要らんで、「自主的な努力を助長する」と書いてあるんですけど、この「助長」という言葉は、何か私のイメージとしてはあんまりいいイメージで「助長」は捉えていないんですけども、「支援する」とかいう言葉のほうがしっくりくるのかなという印象を持ちました。

一応そういうことです。これは先ほど山下さんのほうからも言われました経営の規模を書いてあるんですけども、これは普及所とかなんとかと一緒に……。

○農林水産課（姉川）

そうです。普及センターと一緒に作成はしております。

○議長（徳永）

ブドウにおいてデラウェアとシャインマスカットというふうになっているんですけども、デラウェアが基本の構想というところ、それとまた極端にシャインマスカットが載っているので、ここら辺、普及センターとかの助言、ピオーネをただシャインマスカットに変えただけかというところがあるんですけども、例的なものなので、多分そこまではみんな見ないとは思うんですけども、本当に500万円とか、そういうところでいくならデラウェアが果たしてこれに合致するのかなというのがちょっと疑問でした。

すみません、こんかふうに細々としたクエスチョンが皆さんあればどうぞ。

○16番（平川）

いかにも絵に描いた餅やろうもん。実際そんなら、これは実行ばしていくとかね、計画に向かって。よか書類じゃあるばってんさい、これはあんた、これは実行せんなら何も意味な

かばい、検討したって。これば実行していただくなら、いうこつなち思うんですよ。

○議長（徳永）

そうですね、そういったところも考えながらというところでの今回の検証だとは思いますが、けれども。

○16番（平川）

前のままでけんもん、状況はずっと変わってきよるとやけん、それなりに変えていかんとね。

○議長（徳永）

多分、そこら辺も反映していただけたらと思っております。

ほかに何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

○32番（河野）

人・農地プランの話合いは、コロナでもう2年か3年中断しておるけど、それはもうちょっとコロナが鎮静化したところで話合えば、年にやっぱり何回かはせんと、年に1回して、何か帳面消しのごたるけんがら、それじゃ全然話合いは進まんと思うとですよ。そこら辺のところを計画していただくようお願いします。

○議長（徳永）

人・農地プランの実質化については、農業委員会も積極的にそれに参加するということがあります。今までは農林水産課が主導していたところがあるんですけども、両方が両輪になって進めていくということではあるんですけども、コロナ禍の中で具体的に小さい範囲での話合いしかできていなかったんですけども、今後はまた状況を見ながらですけども、そういった動きができるように農林水産課、所管と一緒に日程調整とかも進めていきたいと思っております。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。

協議事項1については異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、協議事項1「みやま市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部変更に対する意見について」は異議なしといたします。

それでは続きまして、3. 報告事項です。

報告事項、第1号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（堤）

報告事項1について説明をいたします。

農地法第18条第6項の規定による通知について、賃貸借の解約の届出が10件出されております。内容については、自作が4件、設定が5件、所有権移転が1件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第1号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

○16番（平川）

自作のことばってん、もう買い手なかつちゃんな、耕作放棄地がばさろずっとですよ、もう5年もするなら。うちあたりは。もうほら、法人化しとらんけんですね。困っておるけんがらちょっと、農林水産課と農業委員会と話しあってどげんするか方向性ば出してもらうとよか。そげんせなもうどうもされんごとなつとですよ。そしてほら、二、三日前やったかな、柳川の昭代の知り合いが農業委員しよるけん聞いたつですたい。両開のにきには全然耕作放棄地のなかつですよ。そりけん何でかいと聞いたら、月2回パトロールしよって。パトロールばして、もう荒れるごたつとところば直接言いよるげなですたい、両開のにきはいっちょんなかもんな、耕作放棄地のめっからんとですよ。やっぱりせんかとぼしていかんなら、もうどうもされんとやなかですかね。そげん思います。

○議長（徳永）

ありがとうございます。ここでこういう回答が適しているのか分かりませんが、先週、南筑後の会長大会がありまして、大牟田だったんですけれども、大牟田の広報がそのときにありまして、大牟田の農業委員会だよりですね。その農業委員会だよりには毎月19日が農地パトロール、毎月19日で行くぞーか何かで、19、そこ前後で農地パトロールをしているみたいなことを書いてあったんですよ。ですから、年間にそこら辺の何日かと言うと、なかなか次の年、もう半年、二、三か月後にはまた荒れてきたりしているので、先ほど平川委員さ

んから言われましたように、月に2回なのか1回なのか、そこら辺はまた皆さんたちと話し合
ってですけれども、そこら辺の動きを取らなくてはいけないようになっているのかなとは思
うところです。委員の皆さんたちからそういうふうなお声が出たら、逆に事務局としても、
事務局は遠慮して言い切らんやったばってん、委員さんの方から自主的に回らんとでけんや
っかいというところで言うていただいたら、そういう動きが取れるような体制づくりを取っ
ていきたいと思っているところです。あと残り3か月ですが、ラストスパートでいきますか。

そういうところですが、本当に、ずっと監視じゃないけど、そういった見て回る行
為はなかなか必要なのかなって、だんだん必要になってきているのかなとは思うところ
です。ありがとうございます。

ほかに何か御質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第1号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項、第2号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（堤）

報告事項、第2号について御説明いたします。農地中間管理事業における農用地利用配
分計画の認可について、法人7団体、筆数44筆、面積8万8,996.47平方メートル、個人1人、筆
数2筆、面積3,638平方メートルを行っております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第2号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御
質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第2号をこれで終わらせていただきます。

これをもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。
長時間にわたり、ありがとうございました。

午後2時15分 閉会